

固定資産の減損会計

— 中小企業の経営戦略 —

中 野 一 豊

(豊橋創造大学大学院修士課程) 小 畑 し の ぶ

はじめに

企業活動の国際化の進展に伴って、各国の会計制度は調和から統一への動きを経たのち、1998年になって、ようやく「国際会計基準」の骨格ができ上がったのである。この国際会計基準と伝統的な日本の会計制度を比較すると、多くの点で乖離がみられたため、これを放置しておくとは日本の財務データが国際的に信用されなくなり、ひいては、日本企業の国際的な活動の足かせになることが懸念された。

そこで大蔵省（現財務省）参加の企業会計審議会が中心になって、日本の会計制度の改定を進め、1999年から2001年にかけて矢継ぎ早に制度変更が実施された。具体的には連結財務諸表の改訂、キャッシュ・フロー計算書の新設、研究開発費会計の改定、退職給付会計の改訂、税効果会計の導入、金融資産についての時価会計の導入などである。特にキャッシュ・フロー、時価評価は、従来の日本企業の含み益頼りの経営を否定するものであり、企業の組織体制自体にも影響を与えるインパクトがあった。そして、固定資産の減損会計の適用は、いわば残された最後の重要課題となったのである。また、バブル崩壊後の不動産価格の暴落という事態もこの制度の必要性を高めたのである。また、すでに会計先進国である米国では減損会計を1995年から導入し、また国際会計基準（国際会計基準委員会IASCで制定）でも1998年から導入されているため国際的な動向からも対応が急がれていた。

このような事情を背景にして、企業会計審議会は、1999年から固定資産の減損会計の審議を始め、2002年8月に、「固定資産の減損に係る会計基準」を公表した。また2003年10月には、企業会計基準委員会が「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」をまとめ、実施への体制が整ったのである。

筆者は、以前より勘定科目の中でも、会社にとって多額となる固定資産には注目していた。会社（経営者）が固定資産を取得するか否かは、経営判断を伴う重要な事項である。また、ほぼ同時に行う場合が多い借入金とその後の返済に対しても、収益性の観点から事前計画等が重要であることは認識していた。

バブル崩壊後の日本では土地の価格が下がり続け、しかもその収益性も著しく下落しているのに帳簿価額は取得原価で据え置かれ、その結果資産価値が過大に表示されているのではとの疑いがあった。

新しい会計基準の考え方であるキャッシュ・フローの見積もりにより固定資産を評価する

ことは、予想額を算定することになるため、事実上恣意性が介入する余地を残すことになり、多くの問題点を抱えることになった。そのため、論点を整理して考え方を学ぶことは、実務的にも大変意義のあることであると思われる。

さらに、減損会計が導入された要因である固定資産の収益性の低下といった基本的視点に立ち戻って、減損会計の適用にかかる特性を再考した。重要なことは、会社（経営者）は、その特性を前向きに捉えて真剣に経営に取り組み、減損処理など起こさないような財務戦略を考えていかなければならない。キャッシュ・フロー経営を重視した会社がゴーイング・コンサーン（継続企業）として生き残るための最重要課題であることを確認した論文となった。

1. 従来の固定資産の会計

1.1 資産評価の重要性

発生主義会計の利益計算が損益計算書で行われるのに対し、資産の評価は貸借対照表の問題であるから、両者は直接的には関係がないように思われるかもしれないが、貸借対照表等式から導かれる下記の関係式が示すように、利益計算と資産評価の結びつきは深い¹⁾。

$$\text{期末資産} = \text{期末負債} + \text{期首純資産} + \text{当期純利益}$$

評価とは、貸借対照表に記載される科目について価格を決定することである。

1.2 取得原価主義会計の論拠

取得原価主義会計は現行財務会計の基本的な計算システムとされているが、その理由として、次の3点をあげることができる。

①処分可能利益の算定

資産の時価評価及び評価益の計上を禁止し、資金的裏付けのある利益の計算を重視する。

②財務諸表監査における信頼性の保証

証券取引法（以下「証取法」という。）においては、ディスクロージャー制度が採用されている。財務諸表監査における信頼性の保証は監査人の監査意見の表明を通じて行われ、取得原価主義会計システムを前提にしなければ、実査、立会、確認などの監査手続によって得られる確証的な監査証拠を入手することは困難である。

③受託責任遂行状況の報告

会計は、財産を受託者がこれを委託者に対して財務諸表等の会計数値を用いてその会計責任（受託責任）を明らかにする役割をもっている。追跡可能性の特性を有する取得原価主義会計情報を広く提示する²⁾。

1) 桜井久勝「財務会計講義」第3版 中央経済社2000, p.76参照

2) 広瀬義州「財務会計」第5版 中央経済社2005, pp.92～95抜粋

1.3 有形固定資産の減価償却とその効果

①正規の減価償却

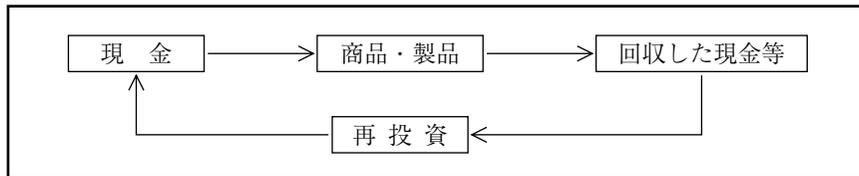
有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した差額を耐用年数にわたって費用として配分する必要がある。このような配分を減価償却という。この手続きは、每期継続して規則的に行われることから、とくに正規の減価償却とよばれ、次の仕訳を通じて実施される。

(借) 減価償却費×××	(貸) 有形固定資産×××
--------------	---------------

②減価償却の効果

有形固定資産に投下されたその取得資産として拘束されていた資金は、減価償却の手続きを経て売上高と対応づけられ、売掛金や現預金等の貨幣性資産の形で回収される。これは、有形固定資産の一部が減価償却の手続によって流動資産に転化することになるため、減価償却による固定資産の流動化という。この流動化は、図表1-1のようにまとめられる。

図表1-1 固定資産の流動化



(出所) 田中弘「新財務諸表論」税務経理協会 2005, p.360

減価償却費は貨幣性資産の流出を伴わない費用項目であるから減価償却を実施することにより、企業外部から資金を調達したのと同じ効果を発揮することになる。これは減価償却の自己金融効果と呼ばれている³⁾。

2. 減損会計の考え方と特徴

2.1 減損会計の基本的考え方

企業は、営業活動を行うために調達した資金を、さまざまな固定資産に設備投資を行い、利益を獲得しながら、投下した資金を回収していく。企業として継続性を維持し成長していくためには、投下した資金よりも多くの資金を回収していかなければならない。投下した資金よりも回収される資金の方が少なくなると、企業の存続を危うくすることになる。企業が資金を投下する場合、綿密な事業計画を立てて設備投資を実施するが、現実には当初予定していた利益を上げることができず、投下した資金の回収ができないことが少なくない。このような固定資産を取り扱うのが「固定資産の減損に係る会計基準」である⁴⁾。

「固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるよ

3) 伊藤邦雄「ゼミナール現代会計入門」第6版 日本経済新聞社 2006, p.344修正

4) あずさ監査法人/KPMG「減損会計の実務ガイド」第2版 中央経済社 2005, p.2

うに帳簿価額を減額する会計処理である⁵⁾。」つまり、取得原価基準の下で行われる帳簿価額の臨時的な減額である。

今回新たに導入されることとなった減損会計も、あくまでも伝統的な利益計算システム、そしてそれに連動した資産評価システムの枠組みの中で、投資の回収可能性を一定の条件のもとで資産価額に反映させるために導入された会計処理である。つまり、投資原価の回収可能性が著しく損なわれたことが明らかな場合に、伝統的な減価償却計算とは別にその事実を帳簿価額に反映させるために導入された会計処理であり、従来からの固定資産の減価償却とは異なる発想から導き出されている⁶⁾。ゆえに減損会計の本質は「投資の失敗」を認識して測定することにあると考えられるが、減損会計では投資額の回収可能性に注目しているため、事業用資産の時価が下落しても、それを使い続けることで十分なキャッシュ・フローを生み出すのであれば、投資額を回収できるので、減損処理の必要はないということになる⁷⁾。

ポイントとなるのは、その資産を使っていくら稼げるかということであり、言い換えれば、キャッシュ・フローから考えて資産の価値がいくらかということである。ゆえに、時価の下落と減損とは必ずしもイコールではないのである⁸⁾。

①回収可能価額での評価

減損会計では、帳簿価額と回収可能価額とを比較し、投資額の回収が見込めなくなった時点で、将来に損失を繰り越さないために帳簿価額を回収可能価額まで減額する。このため、回収可能価額の算定が重要である。「回収可能価額」とは、資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額をいう。言い換えれば、今その固定資産を処分（売却）して得られるキャッシュ・フローと、その固定資産を使用し続けることにより得られるキャッシュ・フローのいずれか高い方の金額である⁹⁾。

②キャッシュ・フローでの評価

従来の日本企業では、会社の業績を表す尺度は、損益計算書概念である「収益」や「費用」をベースとしてきた。しかし近年、欧米企業や日本の先進的企業は、長期の業績を評価する場合、キャッシュ・フロー計算書概念を尺度とするようになった。会計ビクバンによる新会計基準の特徴の1つは、利益ではなくキャッシュ・フローを重視する。利益は、会計方針や資産の評価しだいで変わるが、キャッシュは、流入と流出という事実裏付けられるため、客観性の高いものとなり、企業の実態を映し出しやすい¹⁰⁾。

減損会計は、「将来のキャッシュ・フローで資産の価値を評価する。」という新しい考え方の制度であり、将来キャッシュ・フローの見積りが、重要なポイントとなる。将来の一定

5) 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」三

6) 辻山栄子「逐条解説 減損会計基準」第2版 中央経済社 2004, pp.3~4参照

7) 栗原学「超図解ビジネス減損会計」エクスメディア 2005, pp.8~9

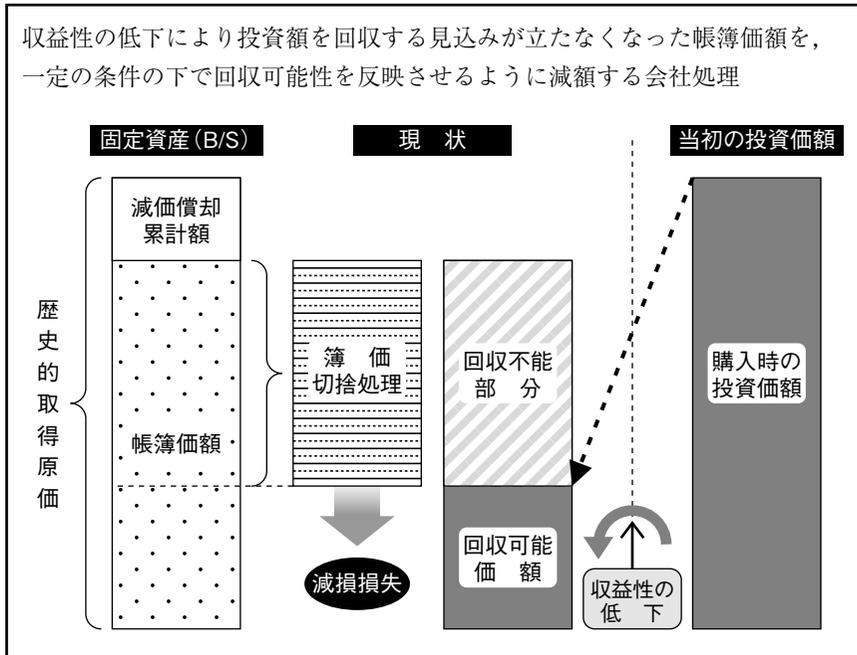
8) 監査法人トーマツ「減損会計のしくみ」中央経済社2006, p.20抜粋

9) 監査法人トーマツ「減損会計のしくみ」中央経済社 2006, p.2

10) 三重野研一・納見哲三「最新会計基準」エクスメディア2005, p.4参照

期間において企業が保有する資産又は資産グループが稼ぎ出す資金から、その資金を獲得するために支出する資金を差し引くことにより企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて将来キャッシュ・フローを見積る¹¹⁾。

図表 2-1 減損会計とは



(出所) 栗原学「超図解ビジネス減損会計」エクスメディア 2005, p.9

図表 2-1 は、減損会計の概要を示したものである。

例えば、当初の投資価額10億円で、工場の土地・建物・機械設備を設置したとする。その後、資産の収益性の低下により、取得価額10億円から2億円の減価償却累計額を控除した帳簿価額8億円に対して、投資額のうち回収可能価額が3億円と見込まれた。ゆえに、投資額のうち5億円が回収不能部分として見込まれることになった。そこで、帳簿価額に一定の条件の下で、回収可能性を反映させるように、5億円減損損失を計上して簿価の切捨処理を行い、帳簿価額を3億円まで減額するのが減損会計の会計処理である。

2.2 減損会計と従来の会計制度（臨時償却）との関係

臨時償却は過去に想定した正規の減価償却計算の前提を修正するため処理である、という点で既存の減価償却計算手続の枠内で行われる会計処理である。これに対して減損処理は、既存の減価償却計算手続の枠外で行われる会計処理である。この点において臨時償却と減損処理は根本的に異なった性質を有する¹²⁾。

11) 監査法人トーマツ「減損会計のしくみ」中央経済社 2006, p.36参照

12) あずさ監査法人/KPMG「減損会計の実務ガイド」第2版 中央経済社 2005, p.24参照

3. 減損会計の適用

3.1 減損会計基準設定の背景

市場の国際化の進展により、会計基準の国際的調和が求められてきた。また、日本経済も大きな影響を受け「会計ビッグバン」と呼ばれる企業会計の大きな変動が始まり、我が国の会計基準も精力的に整備が進められた。そして、この会計ビッグバンの最終段階ともいえるのが減損会計と企業結合会計の整備である。図表3-1は、会計ビッグバンの流れを表している。これで日本の会計基準は国際的な会計基準とほぼ肩を並べたと言える¹³⁾。

図表3-1 会計ビッグバンの流れ

項目	内容	適用時期
連結情報の重視 および充実	開示情報が、個別情報主体から連結情報 主体へ移行 実質支配力基準の導入	2000年3月期決算より適用
キャッシュ・フロー 情報の重視	キャッシュ・フロー計算書の連結・個別財 務諸表への導入	
税効果会計	連結・個別財務諸表ともに適用	
研究開発費会計	資産計上から一括期間費用処理	
退職給付会計	確定給付制度を包括した会計基準の適用	2001年3月期決算より適用
金融商品会計	時価評価・ヘッジ会計の導入	
販売用不動産等の 棚卸資産会計	強制評価減の強制適用	
SPC ¹⁴⁾ を活用した不動産の 流動化の会計処理	SPCを活用した流動化不動産の売買の取 扱い(売却取引または金融取引として処理)	2000年8月1日以後の 不動産流動化取引に適用
固定資産の会計処理	減損会計	2006年3月期決算より適用

(出所) 栗原 学「超図解ビジネス減損会計」エクスメディア 2005, p.9

上記の新会計基準の特徴を整理してみると、次の3点にまとめることができる。

- ①利益ではなくキャッシュ・フローを重視する。 ②個別決算ではなく連結決算を重視する。
③資産・負債の価値の厳正さを明示する。 新会計基準の目指すものを一言でいえば、企業内部にあっては経営者や従業員など、企業外部にあっては株主や金融機関などといった、多様な利害関係者に対する「企業活動の真の姿(実態)」であると言える¹⁵⁾。固定資産の減損会計は、新会計基準の特徴の①を取り入れた基準である。

3.2 減損会計の適用時期

図表3-2は、実施時期に早々期適用、早期適用、すべての企業に完全に適用しなければ

13) 栗原 学「超図解ビジネス減損会計」エクスメディア 2005, p.2参照

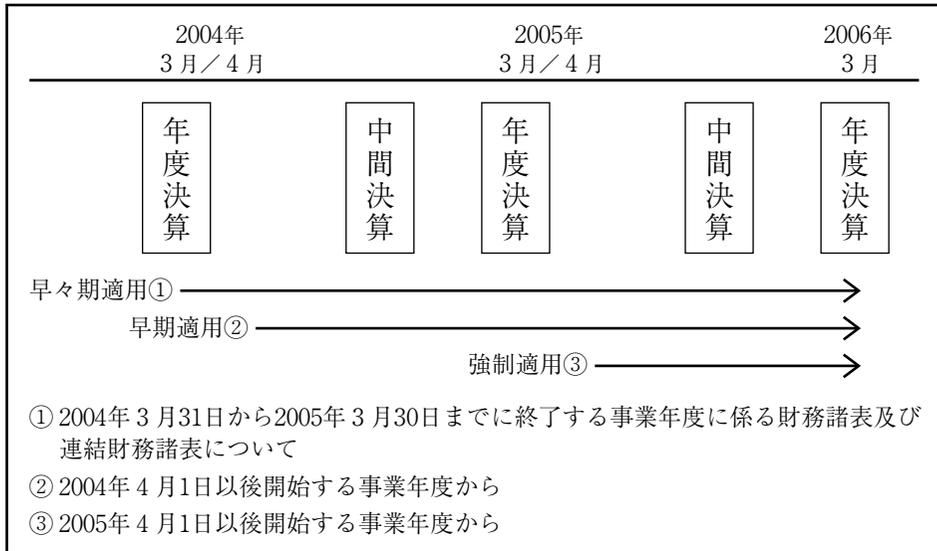
14) SPCとは、特定目的会社のことをいう。

15) 三重野研一・納見哲三「誰でもわかる最新会計基準」エクスメディア 2005, pp.4~5抜粋

ならない強制適用の3年もの段階的適用をまとめたものである。これは、減損会計の及ぼす影響が大きいことから、企業側の受け入れ準備のための準備期間を十分に設ける必要があったためと考えられる¹⁶⁾。

一般的に財務体力のある企業ほど、早期適用を行うことに強い関心を示しているといわれていた。なぜならば、いち早く減損会計への対応を完了すれば、市場の評価が高まり、場合により格付けの上昇といったプラスの効果が期待できるからであった¹⁷⁾。

図表3-2 減損会計基準の適用時期



(出所) 日本公認会計士協会編集「JICPAジャーナル No.587」第一法規 2004, p.43修正

4. 減損会計の適用方法と問題点

4.1 適用対象会社と適用対象資産

未上場会社や中小企業の中には減損会計の適用が実務上できない場合もあるが、公認会計士の会計監査の対象となる会社については減損会計基準の適用は強制であると考えられる¹⁸⁾。

減損会計の対象となる資産は土地や建物などの固定資産で、有形固定資産や無形固定資産、投資その他の資産である。他の会計基準に特別の評価規定が存在するものについては、その規定を優先させて、減損会計は適用されない¹⁹⁾。

貸借対照表において簿外となっているファイナンス・リース資産（借手側）についても減損会計基準の適用対象となる点が明確化され、特殊な会計処理を行う。

4.2 減損会計適用上の問題点と斟酌規定

2002年8月に企業会計審議会より「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」

16) 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」五1参照

17) 太田達也「減損会計と税務」中央経済社 2004, p.194

18) 栗原 学「超図解ビジネス減損会計」エクスメディア 2005, p.26参照

19) 栗原 学「超図解ビジネス減損会計」エクスメディア 2005, p.24参照

が公表されてから、1年以上の歳月をかけて、全147項に及ぶ適用指針の公表にこぎつけたわけであるが、これは、いかに減損会計の適用上の問題点や課題が多いかを物語っている。その中でも、適用指針第2項のいわゆる斟酌規定の追加設定は重要な意味がある。

この第2項では、固定資産の減損会計は、多種多様な事業を営むそれぞれの企業が、当該企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定および予測に基づいて将来キャッシュ・フローを見積もるなど、その程度や判断を一律に示すことは困難な場合が多い。その中で、本適用指針は、必要と考えられる範囲において一定の目安や例示を示している。企業は、減損会計基準及び本適用指針の定めに従って減損処理を行うものとするが、これに定めがないため、状況に応じ個々の実態を考慮して適用する場合には、減損会計基準及び適用指針のこれらの趣旨を適切に斟酌する必要があるとしている²⁰⁾。

そもそも減損会計は、いわゆる「会計ビッグバン」の中で設定された新しい会計基準（退職給付会計、税効果会計、金融商品会計等）と比較して、格段に経営者の判断と見積りによるところが大きい。減損会計を適用するための資産のグルーピング、そこから生ずる将来キャッシュ・フローの見積り、また、使用価値測定のための割引率見積りなどの各過程において、恣意性が入る余地は十分にあり、それが問題点となっている。方法によっては減損会計の適用が実質的に回避されてしまう場合も出てくる。

そこで、適用指針はこの斟酌勘定を入れることにより、指針に書いていないことについては、経営実態を最も適切に表すように処理するよう求めているのである。言い換えれば、減損会計は例外の余地のない一律の基準を示すのではなく、事業の将来に関わる経営者の判断と見積りについての自主性を重視すると同時に、判断と見積りの過程について一定の開示を求めることにより、経営に対する誠実性や経営管理の精度を問うているのである²¹⁾。

筆者がこの文章に出会った時、減損会計の根の部分があったように思われた。

この点を踏まえて減損会計処理手続きをみていくこととする。

4.3 減損会計処理手続きの流れ

以下、減損会計の流れは図表4-1のフローチャートを参照すると分かりやすい。

減損会計を適用するかどうかの「資産のグルーピング」は、減損会計の処理手続において入り口段階で必要となる重要な手続である。

第1段階では、「減損の兆候」（減損が生じている可能性を示す事象）が生じているかどうかを把握する。

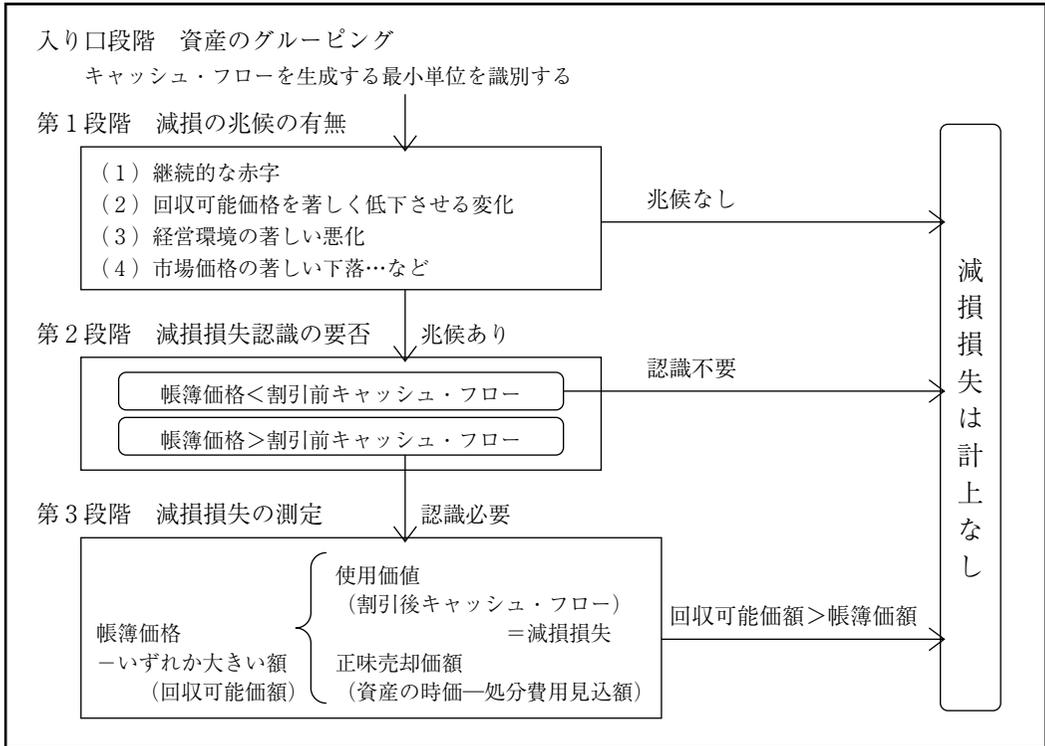
第2段階では、減損の兆候が把握された資産又は資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、帳簿価額と比較し、前者が後者を下回るものについて、「減損損失を認識」する。

第3段階においては、減損損失をいくら計上したらよいかを算定する。具体的には、帳簿価額を回収可能価額まで減額する。その手続を「減損損失の測定」という。

20) 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」 2項

21) あずさ監査法人「減損会計の実務ガイド」第2版 中央経済社 2005, 2~3抜粋

図表 4-1 減損会計の処理手続フローチャート



(出所) 栗原 学「超図解ビジネス減損会計」エクスメディア 2005, p.23を参考にして作成

4.4 減損損失の計上

減損損失が測定された固定資産は、下記の仕訳のように貸借対照表上は原則として固定資産の取得原価から直接減額され、損益計算書上では減損損失は臨時的・巨額な損失であるため特別損失として計上される²²⁾。

(借方) 減損損失 ×××	/	(貸方) 固定資産 ×××
------------------	---	------------------

4.5 注記事項

減損処理は、企業の財政状態に大きな影響を与えることもあるため、重要な減損損失を認識した場合には、以下の事項の注記をするように定めている。

これは、減損損失の金額が、必ずしも客観的に判断することができない、減損の兆候の判断や、将来キャッシュ・フローの見積り、資産グルーピングの方法によって影響を受ける部分があると考えられるからである。これらの注記は、投資家が投資判断を行うに際して、企業内容を把握して減損損失の内容を理解する上で、重要な情報となるのである²³⁾。

1. 減損損失を認識した資産又は資産グループについては、その用途、種類、場所などの概要

22) 「固定資産の減損に係る会計基準」四 1～2

23) 栗原学「超図解ビジネス減損会計」エクスメディア2005, p.150参照

2. 減損損失の認識に至った経緯
3. 減損損失の金額については、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳
4. 資産グループについて減損損失を認識した場合には、当該資産グループの概要と資産をグルーピングした方法
5. 回収可能価額が正味売却価額の場合には、その旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率²⁴⁾

4.6 税務上の取扱いと企業会計の差異

①減損損失の損金不算入

減損会計と法人税法の内容には大きな差異があるため、減損会計基準に基づき計上した減損損失は、大部分は法人税法上損金不算入となる。今後新たな立法により減損会計に税務が対応するかといえ、減損の兆候の判定及び将来キャッシュ・フローの見積りという手続には、経営者の判断が介入する可能性が否定できないため、そのような判断のもとで計上した損失を税務上受け入れることは難しいと考えるので否定的である²⁵⁾。

従って、減損が測定された場合には、税務上と企業会計上の固定資産価額が異なり、税務上は両者の差額について申告調整が必要になり、減損は将来減算一時差異として、税効果会計の対象となる。

②税法と乖離する減価償却計算

減損の対象が償却性資産である場合には、減損損失を計上後の帳簿価額を控除した企業会計の減価償却計算と、減損損失を計上しない税務上の簿価に基づく減価償却計算との2通りの計算が必要となる²⁶⁾。

5. 減損会計をめぐる会社の財務戦略

5.1 減損会計と会計の特性

会計は企業などの経済主体や、あるいはそのなかで働く人々の活動を、一定のメカニズムに従ってさまざまな数値に写しとる行為といえる。そうした会計によって生み出された数値は、さまざまな波紋を投げかけ、広範囲に影響を与える。企業の盛衰、企業内外の関係者(例えば株主、取引先、従業員など)の富、企業内の人事、企業の内部組織やグループ組織の設計、資金調達、経営戦略の策定といったさまざまな側面に影響を与える。

会計とは何かと問われれば、「事業の言語」と答えたい。企業や産業社会に会計が存在しない世界を想像することも難しい。企業のあの膨大な経済活動を財務諸表に要約・還元する会計システムがなければ、私たちは企業の活動を把握することも、伝達することも困難となってしまう。

24) 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」58項

25) 太田達也「減損会計実務のすべて」税務経理協会 2005, p.124参照

26) 太田達也「減損会計実務のすべて」税務経理協会 2005, p.138参照

会計が言語であることから、会計にはある重要な特性が備わっている。それは、1つの経済事実をいかに会計的に表現するかによって、その意味や解釈が変わってきてしまうことである。

会計を学ぶことは、簿記を学ぶことだと思っている人が意外に多い。つまり、借方記入と貸方記入の記帳技術を中心としてガッチリと体系化された「硬い秩序」を学ぶことが会計の学習だというわけである。しかし、そうではない。会計の体系は「硬い秩序」と並んで、「柔らかな秩序」をも内包しているのである。「柔らかな秩序」とは、多かれ少なかれ不確実性あるいは曖昧さをそのなかにもっていることを意味する。

そうした不確実性や曖昧さを生み出している要因は、ある1つの経済事実を表すのに複数の会計処理法が認められていることである。企業はそうした選択肢のなかから1つの会計処理法を選択する。そこには、企業の価値観や判断、あるいは戦略が反映される。したがって会計は企業のそうした価値観や戦略を映し出す鏡といえる。そしてそれが可能なのは、会計が柔らかな秩序システムという性格をもっているからである²⁷⁾。

上記の会計の特性は、この論文のテーマである減損会計にもあてはまるものである。

これまで述べてきたように、固定資産の減損会計は、多種多様な事業を営む各々の企業が、当該企業に固有な事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて行う会計である。4.2「減損会計適用上の問題点と斟酌規定」でも触れているように、減損会計を適用するための資産のグルーピング、そこから生じる将来キャッシュ・フローの見積り、また使用価値算定のための割引率の決定などは、会社（経営者）の選択方法、適用方法によって極端な場合には結果が変わってしまうこともあるかもしれない。減損処理を実施するかしないかは、会社にとって大きな違いとなるのである。

会計は、会社（経営者）の意思表示であり、それは会社の経営の方向性と戦略にも通ずるものである。しかし、恣意性介入により会計基準を大きく逸脱することは、同時に問題点となる。ゆえに、戦略と問題点は表裏一体となることもあり得る。

減損会計は、会社（経営者）の判断と見積りに自主性を重視し、その過程について株主等に一定の開示をして理解を求めることにより、経営者の経営に対する誠実性や公正な会計処理を問うているのである。

5.2 減損損失を起こさない中小企業の経営戦略

減損会計は経営者にとって脅威であると言われてきた。過去の投資の失敗が決算書上あからさまになるからである。株主や投資家に対する説明責任をきちんと履行できるのかどうか、懸念される点であろう。しかし、減損会計のマイナス面ばかりをとらえると問題の本質を見失うことになる²⁸⁾。

高度成長時代の日本の会社経営の姿勢は、会社を大きくすること、すなわち「売上を伸ば

27) 伊藤邦雄「ゼミナール現代会計入門」第6版 日本経済新聞社 2006, pp.はしがき2~4抜粋

28) 太田達也「減損会計実務のすべて」税務経理協会 2005, p.153

し、総資産を増やす」ことであった。今日の会社経営に求められるものは、効率的な経営である。つまり、含み経営から脱皮し、保有する資産の効率性を意識した経営への転換を図ることである。土地に限らず将来のキャッシュの獲得につながらない資産を保有していることは、経営の効率性を低下させることになる。総資産はできるだけスリムにして、そこから効率的に利益をあげる経営を行うべきである。この意味で、減損会計は会社経営と非常に深い関係を持っている。

以下、効率的な経営を目指し、中小企業にも通ずる減損損失を起こさない方法を6つ挙げてみることにする。

①遊休資産を売却等して、借入金の返済に回し財務体質を改善する。

明確な利用価値のない遊休資産は、すみやかに売却すべきである。遊休資産は使用価値のない資産であるから、これから得られる回収可能価額は、正味売却価額だけである。この価額が簿価よりも低い場合は、売却すれば固定資産売却損が発生するが、それは1回だけのデメリットである。一方メリットは、売却すれば来期以降は減損損失が発生する可能性は0になることに加えて、売却代金を有効に利用できることになる²⁹⁾。

②収益性の低い資産の有効活用を検討する。

これは、①とは別の視点から考えてみた場合である。遊休状態になっていた建物を改修して、他の会社の倉庫として賃貸できるようになり、キャッシュの回収にも貢献できるようになった事例がある³⁰⁾。

③不採算商品や不採算事業の実体を分析しリストラを断行する。

企業規模が大きくなり、また事業分野の多角化が進むと不採算商品や不採算事業が存在しても、ほかの商品やほかの事業の業績がよいとその影に隠れて実体分からない場合がある。セグメント毎の業績評価を細かく分析し、必要によってはリストラを断行することが大切である³¹⁾。

④オペレーション・リース契約を利用する。

使用している固定資産に限って見ると、オフ・バランス³²⁾化の有効手段は、その固定資産を売却して、以降は売却先から賃借する方法である。一般に「セルフ・アンド・リースバック」と呼ばれている。この仕組みの中で、減損損失の防止策に有効と考えられるには、オペレーション・リースである³³⁾。リース取引のうち、ファイナンス・リース取引は減損会計の対象であるからである。

29) 村井 敏「減損会計がよくわかる本」同文館出版 2004, pp.111~112参照

30) 太田達也「減損会計実務のすべて」税務経理協会 2005, p.156参照

31) 村井 敏「減損会計がよくわかる本」同文館出版 2004, p.113参照

32) オフ・バランス化とは、資産及び負債を貸借対照表から外すことをいう。

33) 村井 敏「減損会計がよくわかる本」同文館出版 2004, p.115参照

⑤不動産の証券化を利用する。

イ. 日本経済新聞の記事

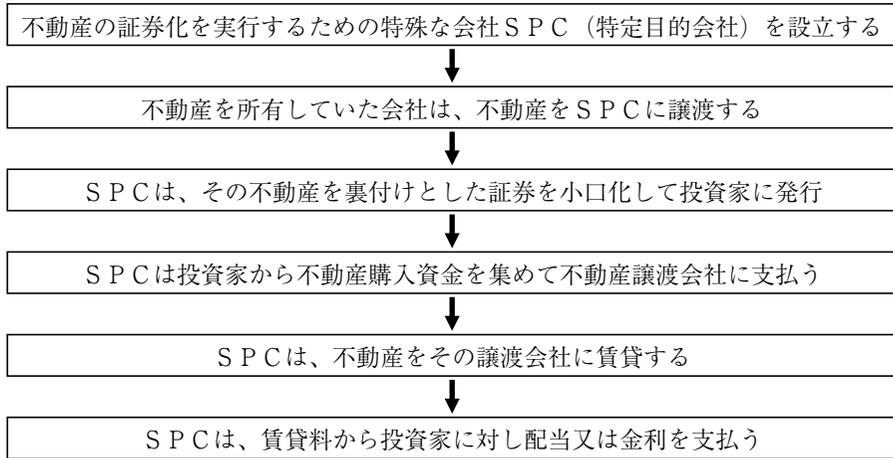
『日本経済の活性化 不動産市場と金融技術が推進』

2006年12月13日（水）日本経済新聞第二部に上記の見出しがあった。

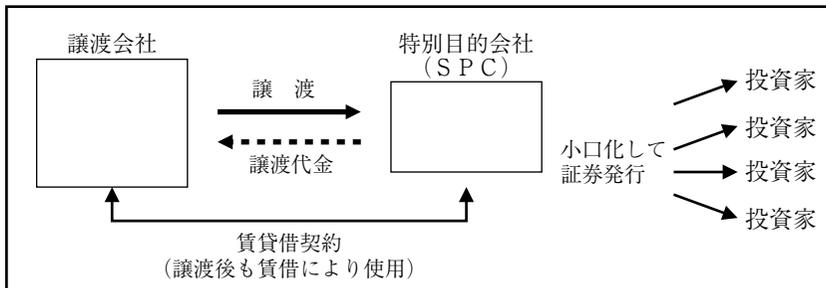
不動産投資市場がこのところ急速に膨らんでいる。バブル崩壊後に不良債権の処理過程で誕生した証券化という金融技術が、不動産の流動化を促進し、マーケットを再生させる役割を担ってきた。不動産の証券化は、投資単位を小口化することでリスクを細分化する手法だ。実物不動産のままではリスクが大きかった物件について機関投資家や個人投資家からの投資を可能にした³⁴⁾。

ロ. 不動産の証券化の仕組み

上記は最新の新聞記事であるが、不動産の証券化の仕組みを基本に戻って整理してみることとする。不動産は売却しようにも、実際には買い手が簡単にはつかないのが現状である。オフ・バランス化、流動化の対策で、近年開発された有効な手段の1つは、不動産の証券化である。その仕組みを簡単に紹介すると次のような流れになり、図表5-1はそれを図で示したものである。



図表5-1 不動産の証券化の仕組み



(出所) 太田達也「減損会計と税務」中央経済社 2005, p.169

34) 「日本経済新聞第二部」平成18年12月13日

今日の事業経営の上で、不要な資産は持たないこと、不採算事業は整理することは、今日の経営にとって基本的な課題である。資産の持ち方について見直しを行うことは、有意義なことである³⁵⁾。

ハ. 不動産を証券化した金融商品

今日、証券市場で「Jリート (REIT³⁶⁾)」というファンドが注目されている。これは、日本におけるリート (REIT) の総称であり、前述のように不動産を証券化した金融商品のことで、一般的には「日本版の不動産投資信託」とも呼ばれている³⁷⁾。2001年に創設されたが、わずか5年で約4.5兆円の市場規模に成長している³⁸⁾。筆者も興味を持っている金融商品であり、今後も不動産の流動化により成長していくと思われる。

⑥固定資産の取得にあたって、適切な投資計算を行うこと

固定資産の取得に限らず、長期間にわたって資金を注ぎ込む事業を行うための意思決定をなす場合、その採算性を計算するのが投資計算である。適切な投資計算法とは、「資金の時間的価値を織り込んだ計算方法」である。つまり「投資に注ぎ込んだキャッシュを上回るキャッシュを、その投資から獲得し、かつ上回った分から、投資に注ぎ込んだキャッシュの資金コストを支払って余分のキャッシュが残るかどうかを判断できる計算方法」である³⁹⁾。

おわりに

本論文では、減損会計を考察するにあたり、まず従来からの固定資産会計の確認を行った後、新しい会計である減損会計の基本的な考え方に触れた。そして減損会計の処理手の流れに沿ってグルーピング、減損の兆候、認識、測定と問題点を考えながら進んでいった。どの問題点も減損会計が将来キャッシュ・フローの見積り等により固定資産を評価すること、又、多種多様な事業を営むそれぞれの会社が適用を行うので、適用指針等は一定の目安や例示を示すことになり、これに定めがない場合にはこれらの趣旨を斟酌せざるをえないことになる。よって、会社（経営者）の恣意性が介入することは、避けられないことなのだということが理解できた。

筆者は会計の基本は簿記にあり、取引先から提出された根拠のある資料に基づいて仕訳を起こさなければとの考えから、会社（経営者）の独自の判断から出される予測による将来のキャッシュ・フローによる見積りに、独自の割引率を使用して算定した回収可能価額と帳簿価額の差額を、減損損失の数字として決算書に載せてよいのだろうかとのすっきりしない思いがあった。

しかし、この論文作成中に会った文章によって会計というものの根幹となる考え方に触れ、頭が整理されたような気がした。会計とは、柔らかい秩序であり不確実性や曖昧さを持

35) 村井 徹「減損会計がよくわかる本」同文館出版 2004, pp.115~116参照

36) REITとは、Real Estate Investment Trustの略である。

37) しんきんアセットマネジメント投信株式会社「しんきん」リートオープン」より抜粋

38) 「日本経済新聞第二部」平成18年12月13日

39) 村井 徹「減損会計がよくわかる本」同文館出版 2004, p.118参照

っていてよいものだということである。そして、それが会社（経営者）の価値観や判断、あるいは戦略に反映されることになるということである。このように考えると、減損会計の見積りの数字も許容されるのではないかと思われる。そして、この数字は注記等の開示によって、株主等に説明することが必要である。ただし、税務においては、課税の公平の見地から、恣意性のある余地のある減損損失をすべて認めることができないのは、当然納得いくものである。

減損会計が適用されたことにより、会社経営にも大きな変化が表れてきた。バブル崩壊前までは、会社経営においては売上が重視され、利益が追求されて多くの資産を所有することがステータスであった。しかし、バブルが崩壊し、会計ビックバンの流れの中で導入された減損会計により、キャッシュ・フローに余裕のない会社は、決算書の資産をスリムにして効率的な経営を目指すことが大切になった。全く逆の経営方法である。

この論文の会社の財務戦略では、減損損失を起こさないような経営はどのようにしたらよいか、という実務的な捉え方で具体的な方法を書いている。どの方法も、筆者が将来関与する中小企業にも取り入れることができるものである。キャッシュ・フローに余裕がある会社は、会社の将来を見据えた積極的な経営をじっくりと考え、事業計画を練り直して先に進むことができるが、キャッシュ・フローに余裕のない会社は日々の資金繰りに追われ前を向いた経営ができなくなっている。当然、会社経営が苦痛になる経営者がでてくるのである。本来、会社を経営することは、苦労はあっても経営者の意思が実現でき楽しいものでなければならぬ。その第一歩は資金繰りの苦労を取り除くことにあると筆者は思っている。

最後に、この論文の作成が終了するにあたり、筆者の会計に対する捉え方が広さ、深さも増したことを自分自身実感している。今後実務において関与する会社に適切なアドバイスができるように自己研鑽を積んで行きたい。

本稿は、指導教授中野が1年間かけて指導した大学院修士課程2年の修士論文の要約である。

固定資産の減損会計は、日本経済のバブル崩壊後に起こってきたデフレ経済の一現象である。世界の経済が“国際化”の名の下に会計基準も世界統一化へと向かっている。

本稿は、そうした意味で極めてタイムリーな課題であり、その内容も充実したものとなっている。筆者の会計学に対する今後の真摯な努力を期待してやまない。

【参考文献】

- ・ 企業会計審議会『固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書』2002年8月
『固定資産の減損に係る会計基準』2002年8月
- ・ 企業会計基準委員会 (ASBJ)『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』2003年10月
- ・ 『会計法規集』第11版 中央経済社 1998年

I 著書

- ・ 辻山栄子『逐条解説 減損会計基準 (第2版)』中央経済社 2004年
- ・ 現代会計研究グループ『図解 減損会計早わかり』中経出版 2002年
- ・ 村井 敏『減損会計がよくわかる本』同文館出版 2004年
- ・ 太田達也『完全図解 減損会計のすべて』中央経済社 2001年
- ・ 栗原 学『超図解ビジネス 減損会計』エクスメディア 2005年
- ・ 監査法人トーマツ『減損会計のしくみ』中央経済社 2006年
- ・ 太田達也『減損会計実務のすべて』税務経理協会 2005年
- ・ 伊藤邦雄 (責任編集)『時価会計と減損』中央経済社 2004年
- ・ 小賀坂敦『この一冊で時価会計・減損会計がわかる→できる』ビジネス社 2001年
- ・ 梅原秀継『減損会計と公正価値会計』中央経済社 2001年
- ・ 小澤義哉『ひとめでわかる時価・減損会計』東洋経済社 2000年
- ・ 太田達也『減損会計の仕組みと業種別対応のすべて』税務研究会出版局 2003年
- ・ 監査法人トーマツ『業種別減損会計の実務』清文社 2003年
- ・ 太田達也『減損会計早期適用会社の徹底分析』税務研究会出版局 2004年
- ・ あずさ監査法人/KPMG『減損会計の実務ガイド』第2版 中央経済社 2005年
- ・ 太田達也『減損会計と税務』中央経済社 2004年
- ・ 武田隆二『最新財務諸表論』第7版 中央経済社2001年
- ・ 桜井久勝『財務会計講義』第3版 中央経済社2000年
- ・ 伊藤邦雄『ゼミナール現代会計入門』第6版 日本経済新聞社 2006年
- ・ 波光史成『図解会計のしくみ』東洋経済新報社 2000年
- ・ 三重野研一・納見哲三『誰でもわかる最新会計基準』エクスメディア 2005年
- ・ 田中 弘『新財務諸表論』税務経理協会 2005年
- ・ 天野敦之『会計のことが面白いほどわかる本』中経出版 2001年
- ・ 広瀬義州『財務会計』第5版 中央経済社 2005年

II 雑誌論文

- ・ 根本博史・樋口哲朗「新連載ポイントでわかる基礎からの減損会計」『週間経営財務』税務研究会 2004.11~2005.5
- ・ 「完全詳解固定資産の減損会計基準」『企業会計』2002.11
- ・ 藤井秀樹「原価主義と時価評価」『企業会計』2004.1
- ・ 荒木和郎「減損会計適用チェックリスト」『企業会計』2004.2
- ・ 「特集Ⅱ 減損会計で求められる経営判断」『企業会計』2004.3
- ・ 向伊知郎・盛田良久「減損会計基準適用企業の特質」『企業会計』2006.10
- ・ 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針の公表について」『J I C P A ジャーナル』2004.1
- ・ 山岸聡「減損会計の早期適用」『J I C P A ジャーナル』2004.3
- ・ 西田俊之「固定資産の減損に係る会計基準の早期適用に関する実務上の取扱いについて」『J I C P A ジャーナル』2004.6